

平成29年第33回公安委員会会議概要

開催日 平成29年12月14日(木)

開催場所 熊本県警察本部内公安委員会室

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞10件、意見の聴取9件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

各部からの報告

1 平成30年熊本県警察年頭視閲式の開催について

【報告の要旨】

平成30年1月12日(金)、熊本県警察学校グラウンドにおいて、県民の安全と安心の確保に向けた警察の姿勢と決意を部内外に示し、警察職員の士気高揚を図ることで、県民の期待と信頼に応える強い警察の確立を図ることを目的として、平成30年熊本県警察年頭視閲式を開催する。

詳細は以下のとおりである。

(1) 式次第

ア 開式宣言	カ 公安委員長あいさつ
イ 視閲部隊分列行進	キ 来賓あいさつ
ウ 国旗、警察旗掲揚	ク 来賓紹介
エ 視閲	ケ 訓練披露
オ 視閲官(本部長)訓示	コ 閉式宣言

(2) 部隊編成(大隊長以下261人)

(3) 来賓(49人)

県知事、県議会議長、教育警察常任委員長、西部方面総監、第八師団長、検事正、熊本市長、警察官友の会会長、警友会会長、報道関係者等

(4) 訓練披露

ア ドリル演奏(音楽隊)
イ 白バイ走行訓練(交機隊)
ウ 災害救助訓練(機動隊)

(5) 広報

ア 定例記者懇談会(12月21日)
イ 警察学校周辺住民への広報
ウ 初任科生の家族、平成30年度熊本県警察職員採用試験合格者等への案内

2 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正の実施について

【報告の要旨】

(1) 改正の概要

平成29年5月12日に都市計画法の一部が改正（平成30年4月1日に施行予定）され、住居系の用途地域に「田園住居地域」が追加された。

現在、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）において、「条例で定める地域内」は営業の許可をしてはならないと規定されており、同法施行令において、当該条例で定める地域の基準を規定している。

同じく、熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「条例」という。）において、条例で定める営業制限地域は、都市計画法に規定する7種類の住居系の用途地域を「住居地域等」と指定し営業を規制している。

都市計画法の一部改正で、「田園住居地域」が住居系の用途地域に追加されたことから、条例の風俗営業の営業制限地域に「田園住居地域」を加えることが必要となる。

※ 「田園住居地域」とは、農地と調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域である。

(2) 改正内容

条例第3条第1号で定める営業制限地域の「住居地域等」に「田園住居地域」を加え、同条文を「都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域(以下「住居地域等」という。）」(下線が改正する部分)と改正する。なお、

○ 深夜における酒類提供飲食店営業の禁止（条例第12条）

○ 騒音にかかる規制（条例第6条第1項・第11条第1項）

においても「住居地域等」を対象に規制等をしているが、同条にも効果が及ぶこととなる。

平成29年12月6日(水)から平成30年1月4日(木)まで、パブリック・コメントを実施し、平成30年2月に熊本県議会に上程の上、4月1日に施行予定である。

3 「110番の日」の取組について

【報告の要旨】

110番通報制度は、昭和23年10月1日から当時の6大都市（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）及び逓信局が所在した札幌、熊本において運用が開始され、昭和35年に「110番」に統一された。

警察庁において、昭和61年から1月10日を「110番の日」と定め、全国的にその適正な利用について広報を実施している。

本県における、110番の日の取組については、以下のとおりである。

(1) 益城町仮設住宅自治会長等に対する研修会の開催（通信指令課・御船警察署）

平成30年1月10日（水）、警察本部通信指令課110番センター内において、益城町仮設住宅自治会長等（約15人）を招き、110番模擬通報体験及び振り込め詐欺等被害防止講話などの研修会を開催する。

なお、平成28年6月1日以降の仮設住宅関連通報の現状は、総受理件数

121件のうち、有効件数が109件、無効件数が12件であった。
 (2) 「110番の日」に向けた各警察署の取組

「ケーブルテレビ」を活用した広報活動（高森警察署）など、県下全警察署において、「110番の日」に向けた各種取組を予定している。
 また、年間の110番受理状況は以下のとおりである。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総受信件数	125,725	127,830	122,630	123,552	133,598	113,799
有効受信件数	104,968	105,270	102,183	103,195	115,543	97,348
非有効受信件数	20,757	22,560	20,447	20,357	18,055	16,451

※ 平成29年は、11月末までの暫定数

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「110番件数と比較すると緊急配備の実施件数が少ないようであるが、減少しているのか」旨の質問があり、警察から、「極端に減っているものではない。緊急配備は、例えば、強盗事件が発生し、犯人が今まさに逃走中であるとの通報があった場合など、事件発生から間がなく犯人の早期確保が見込まれる時に実施するものである」旨の説明があった。

4 全国一斉指名手配被疑者捜査強化月間の実施結果について

【報告の要旨】

平成29年11月1日（水）から同月30日（木）までの1か月間実施した全国一斉指名手配被疑者捜査強化月間において、窃盗未遂などの被疑者5人を検挙した。

月間中は、

- 宿泊施設等に対する捜査
- 各種広報媒体を活用した広報
 - ・ 大型電光掲示板等の活用
 - ・ 横断幕、ポスター等の掲示及びチラシの配布
 - ・ 自治体広報誌やミニ広報紙等への掲載
 - ・ 各種イベントにおける広報

に取り組んだ。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「今回の検挙事例を見ると、やはり他県との連携が重要であると感じた。月間について合理化を進める中であっても、全国的に展開する指名手配被疑者捜査強化月間については、県警としても継続して取り組んでいただきたい」旨の発言があり、警察から、「全国警察を挙げて一体となって取り組むこととしたい。また、県民の理解と協力を確保するため、各種広報媒体を活用した広報にも取り組むこととする」旨の説明があった。

5 自転車運転者講習制度に係る受講命令の発出等について

【報告の要旨】

自転車運転者講習制度は、道路交通法第108条の3の4を根拠として、自転車の運転者が政令で定める危険行為（14類型）により、3年以内に2回以上検挙された場合に公安委員会による自転車運転者講習の受講を命じることができる制度である。

今回、危険行為（制動装置不良自転車運転）で2回検挙された被命令者（無職、33歳）に対し、県内では初となる受講命令を発出する。

講習は、

- ・ 自分自身の性格、運転行動の問題を気付かせる講習
- ・ 自転車事故により後遺症を負った被害者や死亡した被害者遺族の手記朗読
- ・ 事例に基づく事故原因・回避方法等の討議・指導

などの内容で実施される。

受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科せられる。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「自転車利用者が当事者となる死亡事故が発生している。自転車を利用するのは、中学生、高校生が多いと思うので学校に対して、交通ルールやマナーを遵守するよう指導していただきたい」「自転車の事故であっても車両の事故と同様、賠償金額が高額になることもあるということを学校に情報提供することによって、学校から生徒や保護者に事故のリスクを浸透させることも必要である」旨の発言があり、**警察**から、「自転車の運転教習は、中学・高校から最も多い要望事項であり、警察官を直接学校に派遣して安全教育を実施している。引き続き事例等を交えながら自転車の安全な乗り方等について具体的に指導していくこととする」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 奈良県公安委員会からの援助要求の決裁

組織犯罪対策課長から説明があり、決裁が行われた。

3 平成29年第32回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

4 審査請求（H29No.4）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

5 審査請求（H29No.5）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

第4 事務連絡

公安委員会事務室から、当面の行事予定等について事務連絡が行われた。